

19世紀末連山県邑治の空間構成と住民属性に関する 復原的考察

白, 孝珍

<https://doi.org/10.15017/1866246>

出版情報：九州大学, 2017, 博士（工学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

氏 名 : 白 孝珍

論 文 名 : 19世紀末連山県邑治の空間構成と住民属性に関する復元的考察

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

近年、歴史や文化を中心とした観光開発が注目され始め、韓国においても地域性が重要視されるようになってきている。それに伴い、現在の韓国都市の原型とされる朝鮮時代の「邑治」を対象とする研究が活発化しており、都市史・都市計画などの分野において、多様な議論がなされている。しかしながら、その多くは、大都市や城壁で守られた遺構の豊富な邑治に集中しており、地方の郡・県といった比較的小規模な邑治や城壁の持たない無城邑治は注目されてこなかった。

そこで、本研究は、地方小都市(郡・県)に位置する無城邑治に着目し、現在の邑治に関する既往研究を総括すると共に、連山県邑治を事例として取り上げ、19世紀末の空間の復原および居住者の階層別分布の分析を通して、邑治の空間構成と社会構造の実態を明らかにすることを目的としている。

本論文は、6つの章により構成されている。

第1章では、研究の背景、目的、方法について述べ、本研究の意義をまとめるとともに、既往研究を整理し、本研究の位置づけを明らかにした。

第2章では、文献・既往研究により、邑治の概要と形成背景、朝鮮時代における有城邑治と無城邑治の分布、遺構のある邑治の現状および現在邑治における開発事業の動向をまとめた。

第3章では、韓国国内の全邑治を対象に、文献・既往研究、朝鮮時代の絵図分析を通して、邑治の立地条件、設置された施設とその機能および施設配置の規則性をまとめた。邑治は風水地理上「明堂」と呼ばれる地形条件に対応しながら、機能面を優先して立地を選択した。邑治内の行政施設は最高施設である「東軒」との業務関係により配置され、祭儀施設は風水地理と『周礼』の原則に対応して分布していた。

第4章では、連山県邑治を対象に、1914年地籍原図と地図類に基づき、1901年の土地台帳である「量案」の筆情報を対比し、19世紀末の地籍に関する復原図を作成した。さらに「量案」・朝鮮時代の史料「邑誌」及びヒアリングにより、1872年の絵図に描かれた治所の配置の復原を試みた。復原した実像空間は、絵図に現れた理想が「客舎」と道に現れ、絵図には官の施設のみが大きく表現されたことに対し、邑治は宅地群が形成されていたことが明らかになった。また、地籍に関する復原図から、邑治内の道のみが「路」と記録され、邑治の空間骨格となっていたこと、治所とその前の集落は風水地理要素を連結する軸上に形成されていたこと、水供給の機能を持つ泉の存在、治所前の広場と市場の官・民の交流場所などといった存在が明らかになった。さらに、治所前の道は象徴性を持つ空間であり、史料により邑治における官の公式的な入口であったことが分かった。こうした一連の分析によって、邑治は都市的様相を持つ空間であったことを示した。

第5章では、邑治の宅地群を対象とし、朝鮮初期から末期までに用いられた階層別の宅地規模規

制と、「量案」に記録された宅地の情報に基づき、住民の階層を上位官人・下位官人・庶人と区分して階層別住民の分布状況の把握を試みた。郷吏と呼ばれた地方権力層である上位官人は、19世紀末には恩津宋氏(両班)が担い、この上位官人は泉と幹線道路に近接する空間に集まって居住していた。下位官人は治所正門の向かい側に、庶人は上位官人の周りに分布する特徴を明らかにした。即ち、上位官人は邑治内の良好な居住地を占有し、下位官人は治所業務の必要性から治所から見える範囲に住まい、私奴を含む庶人は郷吏層の居住地の近隣に住んだものと考えられ、首都漢陽に見られる階層による居住分化が、地方邑治においても生じていることが分かった。

第6章では、各章で得られた知見を総括し、邑治空間の解析および復原研究方法を論じ、本論文の結論とした。